

# 電子書籍と法的諸問題

弁護士・ニューヨーク州弁護士 村尾治亮

2012/6/5

2012 Tokei Partners

## 1.1 はじめに

---

- ・電子書籍とは
- ・従来のコンテンツとの違い
- ・販売額
- ・歴史

## 1. 2 グーグルブックサーチ事件

---

- ▶ 2004年 グーグル、デジタルスキャン開始
  - ▶ 2005年秋 全米作家協会や大手出版社等がグーグルに対し訴訟提起
  - ▶ 2009年2月 和解案が公開
  - ▶ 2009年11月 修正和解案
  - ▶ 2011年3月 ニューヨーク南地区連邦地方裁判所、修正和解案を認めない旨決定
- 現在訴訟継続中

## 1.3 取組み

---

- ・技術的な側面:

- ①日本の書籍は、版組、ルビ等が複雑

- ②日本の書籍は、OCRによっても正確に文字を認識することは難しい

- ・法律的な側面:

- 出版社が作家から許諾を受けている権利の範囲

## 1.4 図書館と書籍の電子化

---

### 電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議報告書(2011)

- ・国会図書館のデジタル化資料を、一定範囲、条件の下に公立図書館で利用可能となるよう、著作権法の改正を行なうことが適当
- ・範囲は、市場における入手が困難な出版物等、電子書籍市場の発展に影響を与えない範囲とする。
- ・国会図書館のデジタル化資料を各家庭等まで送信することについては、権利者の許諾が必要。関係者間の協議を経て、一定の仕組みを整備

## 1.5 自炊・自炊代行

---

### 自炊代行業者によるデジタル化

#### ・問題点

- ①自炊代行は業者の複製行為であり、当該個人の複製行為ではなく、私的使用目的の複製を認める著作権法30条1項本文の適用がないのではないか
- ②顧客を複製の主体とし、業者の行為はその複製を補助する行為だとしても、著作権法30条1項本文は、複製行為は「その使用する者」により行なわれることを要件としており、業者による複製行為はこれに当たらないのではないか

## 2.1 電子書籍の特徴(1)

---

### デジタル化

- 様々な利用可能性  
今までにない法律問題
- DRM
- フォーマット

## 2.1 電子書籍の特徴(2)

---

### ・制作・流通

作家→出版社→配信業者→利用者  
作家 → 配信業者→利用者

### ・読者のプライバシー



## 3. 1 電子書籍と権利(1)

---

- ・著作権

著作者人格権

(公表権、氏名表示権、同一性保持権)

著作権

(複製権、公衆送信権...)

## 3. 1 電子書籍と権利(2)

---

### ・パブリシティ権

- ▶ 「肖像権等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる」(最判平成24年2月2日)

### ・肖像権

## 3. 2 出版者の著作隣接権

---

2011年の電子書籍の流通と利用の円滑化に関する  
検討会議において検討された権利

「発行された出版物、当該出版物の制作のために生成されたデータ及び当該出版物から派生したデータについて、この出版物を発意と責任をもって発行した者に、複製権、譲渡権、貸与権、公衆送信権（送信可能化を含む）を認める」

## 4.1 作家等権利者との権利関係の処理

---

### ・書協の著作物利用契約書(資料1)

2条 利用許諾

5条 出版データの権利の帰属

## 4.2 作家等権利者との権利関係の処理

---

- ・雑協のガイドライン(資料2)

2条 利用許諾

5条 出版データの権利の帰属

## 4.3 セルフパブリッシングの場合

---

- ・ Kindle Direct Publishing (KDP) 規約(2012年2月9日バージョン) 及びコンテンツガイドライン

### ① 出品作品に関する規定

- ・ ポルノ、違法、パブリックドメイン作品等の禁止

### ② 販売価格、ロイヤルティ

- ・ 販売価格は、アマゾンが決定

- ・ ロイヤルティは、出品者が設定した小売価格(リストプライス)の一定割合

## 5.1 出版社と配信事業者の関係

---

### ・ホールセールモデル

配信事業者が自由に小売価格をつけ、配信事業者は出版社から一定のロイヤルティを支払い、小売価格の決定には出版社は関与しない

### ・エージェントモデル

配信事業者は値付けに関与せず、出版社が決めた価格を小売の販売価格とする

## 5.2 エージェンシーモデルと独禁法(1)

---

- ・米司法省は、2012年4月11日に、電子書籍の販売価格を不当につり上げたとして、米アップルと米欧の大手出版5社、米ニューヨーク南部地区連邦地裁に提訴
- ・3社は即日和解
  - 内容①小売業者に価格決定を委ねる
  - ②アップルなどに最低価格を提供する契約の無効化
  - ③反トラスト法プログラムの実施
- ・アップルを含む3社は係争中



## 5.3 エージェンシーモデルと独禁法(2)

---

- ・不公正な取引方法(独占禁止法2条9項4号)

自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がなく、その販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させること等販売価格の自由な決定を拘束する条件を付けて当該商品を供給すること。

- ・同法23条4項

著作物を発行する事業者等がその販売の相手方と再販売価格を決定し、維持する行為については、独占禁止法は適用されない

(公取委:電子書籍はこの除外の対象とならない)

- ・真性の委託販売?

## 5.4 最恵(国)条項

---

最恵(国)条項 (most favored nation clause) :

他の第三者に対し与えるどの条件よりも不利にならない条件を相手方に与えることを約するもの

- ・グーグルブックサーチ事件における国務省の見解
- ・一般指定4項

## 6. 1 配信事業者と利用者の関係(1)

---

- ・配信される電子書籍コンテンツの売却等の禁止

cf 紙媒体の書籍

→著作権法26条の2第2項(消尽)

## 6.2 配信事業者と利用者の関係(2)

---

- ・データの削除、配信中止
  - \* 消費者契約法8条
- ・DRMの無効化行為等の禁止
  - \* 著作権法30条1項2号
- ・利用者情報の取得・使用
  - \* 個人情報保護法
- ・利用者による契約違反の場合の解除
  - \* 消費者契約法10条

## 6.3 配信事業者と利用者の関係(3)

---

- ・配信事業者の責任制限・免責  
消費者契約法8条
  
- ・仲裁合意  
\* 仲裁法附則3条2項
  
- ・管轄の合意  
\* 民事訴訟法3条の7

---

ご静聴ありがとうございました。

ご意見、ご質問等がございましたら、  
muraao@o2m-law.com  
まで、お問い合わせ下さい。